

毎週火、金曜日発行（但休日に来るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三回郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇告示 医療機関の指定
土地改良区役員の就任
保育所の保育単価
- ◇選管告示 県議会議員当選証書の附与
- ◇公安規則 参議院地方選出議員選挙における立会演説会を開催する市の単位及び町村の指定
- ◇正誤 昭和三十四年三月三十一日付教を告示第十三号及び同四月二十四日付鳥取県告示第二百二十五号中訂正

規 則

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
第二条各号列記以外の部分中「、第四十七号については中部福祉事務所長」を削り、同条中第四十五号から第四十七号までを削る。

第三条各号列記以外の部分中「、第二十号については中部福祉事務所長」を削り、同条中第十八号から第二十号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十
九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十四年五月六日
鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
昭和三十四年 上田病院 鳥取市東町 精神科 上田治
四月十三日 一七七ノ二 神経科

鳥取県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八
条第十項の規定により土地改良区から次のように役員が
就任した旨、届出があつた。

昭和三十四年五月六日
鳥取県知事 石 破 二 朗
小町土地改良区
理事 妹尾 義弘、西伯郡岸本町小町

昭和三十四年四月一日申請人において選任の結果四月
一日就任、任期第一回総会まで

上細見土地改良区
理事 井沢 豊 西伯郡岸本町上細見
安野 広
畑田 重利
福永 貞雄
金田 進
井原 覚治
井原 金好
山本 親男
野坂 弘
妹尾 吏
妹尾 孝徳
妹尾 孝史
遠藤 隆重
坂本 広輝
妹尾 友重

鳥取県告示第二百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十
四条の規定に基き、市町村長が保育所に入所の措置をと
つた場合における入所後の保護につき、同法第五十一条
第一項第一号の規定により、市町村の支弁する措置費の
保育単価を次のように定め、昭和三十四年四月一日から
適用する。

昭和三十四年三月二十日申請人において選任の結果三
月二十日就任、任期第一回総会まで

昭和三十四年五月六日
鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十四年度分保育所保育単価設定表

市町村名	施設名	保育単価
鳥取市	みたから保育所	一、一〇〇円
"	小ぼと	一、〇八〇
"	わかば	九二〇
"	富桑	一、〇一〇
"	賀露	一、〇一〇
"	美保	一、〇三〇
"	さゆえ	一、〇九〇
"	美穂	八四〇
"	大正	八〇〇
"	豊美	九八〇
"	松保	九八〇
"	白兎	八四〇
"	白ゆり	八七〇
"	久松	九七〇
"	甘露園	一、〇八〇
"	みどり園	九七〇
倉吉市	西保育所	七五〇

鳥取県鳥取市卯垣一五四ノ一
 鳥取県鳥取市立川町四丁目二二八
 鳥取県鳥取市国安九一ノ一
 鳥取県鳥取市倭文四二ノ四
 鳥取県鳥取市藪片原町三二ノ一
 鳥取県鳥取市西町三三五ノ一
 米子市選挙区

住 所

鳥取県米子市加茂町一丁目三三
 鳥取県米子市加茂町二丁目八七
 鳥取県米子市角盤町三丁目二七
 鳥取県米子市道突町二丁目八九
 鳥取県米子市西福原三〇八
 鳥取県米子市夜見町二、七六五

倉吉市選挙区

住 所

鳥取県倉吉市明治町一〇一八
 鳥取県倉吉市志津二〇六

廣田 幸一 四月二十八日
 井上 安栄 四月二十八日
 千代西尾 泰章 四月二十八日
 加藤 重藏 四月二十八日
 廣田 藤衛 四月二十八日
 仲市 實 四月二十八日

氏 名

附与月日

森本 繁藏 四月二十八日
 栗林 力吉 四月二十八日
 柳谷 保一 四月二十八日
 妹尾 三男 四月二十八日
 戸田 俊巳 四月二十八日
 西村 清則 四月二十八日

氏 名

附与月日

竹の家啓三郎 四月二十八日
 小林 正隆 四月二十八日

鳥取県倉吉市山根三四九
 境港市選挙区

住 所

鳥取県境港市新屋町四一
 鳥取県境港市竹内町一、〇一〇

岩美郡選挙区

住 所

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷六一七
 鳥取県岩美郡岩美町大字大谷六〇四

八頭郡選挙区

住 所

鳥取県八頭郡智頭町大字芦津四二二
 鳥取県八頭郡家郷町大字郡家二六二
 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜二八八
 鳥取県八頭郡河原町大字曳田一九四
 鳥取県八頭郡用瀬町大字用瀬四七九ノ一五

気高郡選挙区

住 所

小谷 善高 四月二十八日

氏 名

附与月日

安田 貞栄 四月二十八日
 竹中 栄 四月二十八日

氏 名

附与月日

前田 玄一 四月二十八日
 奥田 憲太郎 四月二十八日

氏 名

附与月日

武田 克人 四月二十八日
 井上 善一 四月二十八日
 木島 公之 四月二十八日
 太田 実太郎 四月二十八日
 国岡 勇 四月二十八日

氏 名

附与月日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和三十四年六月二日執行予定の参議院地方選出議員の選挙において、立会演説会を開催すべき市の単位及び町村を次のとおり指定した。

昭和三十四年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 立会演説会を開催すべき市の単位
- 鳥取市 三単位
- 米子市 三単位
- 倉吉市 二単位
- 境港市 一単位

二 立会演説会を開催すべき町村

- 岩美郡 国府町、岩美町
- 八頭郡 郡家町、八頭村、河原町、若桜町、用瀬町、

鳥取県高郡青谷町大字奥崎二二五
 鳥取県高郡気高町大字勝見七二七
 東伯郡選挙区

住 所

- 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕一、五六六
- 鳥取県東伯郡羽合町大字上浅津二一六〇一
- 鳥取県東伯郡東郷町大字久見五一
- 鳥取県東伯郡東郷町大字小鹿谷二七七
- 鳥取県東伯郡大栄町字原一、一一一
- 鳥取県東伯郡東伯町大字八橋一、四四一

西伯郡選挙区

住 所

- 鳥取県西伯郡岸本町吉長二八〇二
- 鳥取県西伯郡大山町莊田五八三
- 鳥取県西伯郡西伯町大字東上二、〇一〇
- 鳥取県西伯郡大山町稻光三〇

日野郡選挙区
 住 所

山本 壽延 四月二十八日
 岩田 瀧夫 四月二十八日
 氏 名 附与月日

林原 嘉武 四月二十八日
 島田 安夫 四月二十八日
 秋久 勲 四月二十八日
 藤井 政雄 四月二十八日
 沢住 辰藏 四月二十八日
 堀江 實藏 四月二十八日
 氏 名 附与月日

野坂 浩賢 四月二十八日
 遠藤 壽雄 四月二十八日
 生田 泰治 四月二十八日
 金井 甚太郎 四月二十八日
 氏 名 附与月日

入澤 輝 四月二十八日
 松原 一男 四月二十八日
 新見 修 四月二十八日

智頭町

気高郡 智頭町、鹿野町、青谷町
 東伯郡 羽合町、東郷町、三朝町、関金町、大栄町、東伯町、赤碕町
 西伯郡 西伯町、伯仙町、岸本町、淀江町、名和町
 日野郡 日南町、日野町、江府町、溝口町

公安委員会規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月六日
 鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

八	七	六	五
矢戸	生山	福塚	日南町上石見
大字矢戸	大字生山	大字福塚	日南町大字上石見
大字矢戸、宮内、三榮、河上	大字生山、丸山、霞	大字福塚、神福、豊栄	日南町のうち 大字上石見、中石見、神戸上、花口

を

七	八	九	一〇	一一	一二
伯南町生山	矢戸	多里村	伯南町茶屋	高宮村印賀	阿毘縁
伯南町大字生山	大字矢戸	多里村大字多里	伯南町大字茶屋	高宮村大字印賀	大字阿毘縁
伯南町のうち 生山、丸山、霞	大字矢戸、宮内、三榮、河上	多里村	伯南町のうち 大字茶屋、笠木、福寿実、福万来、佐木谷	高宮村のうち 天字印賀、折渡、宝谷、管沢	大字下阿毘縁、阿毘縁

鳥取県公安委員会規則第四号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会規則第七号の一部を次のように改正する。

別表、二

鳥取県八橋警察署の項中

由良町	由良町大字由良宿	由良町
-----	----------	-----

を

大柴町由良宿	大柴町のうち 大字由良宿、妻波、大谷
--------	-----------------------

鳥取県黒坂警察署の項中

石見村	石見村大字上石見	石見村
福栄村	福栄村大字福塚	福栄村

九	多里	大字多里	大字多里、湯河、新屋、萩原、上萩山
一〇	茶屋	大字茶屋	大字茶屋、笠木、福寿美、福万来、佐木谷
一一	印賀	大字印賀	大字印賀、折渡、宝谷、管沢
一二	阿毘縁	大字阿毘縁	大字上阿毘縁、下阿毘縁

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和三十四年三月三十一日付教委告示第十三号及び同四月二十四日付鳥取県告示第二百二十五号中誤りがあつたので訂正する。

公報の種別 頁 段 行 誤 正

三月三十一日付教委告示第十三号 (高等学校の別表中の鳥取農業) 鳥取市源太橋
 四月二十四日付鳥取県告示第二百二十五号 (高等学校美和分校の所在地) 一二番地

19 上 終りから 第七号第一号中(イ)を次のように改める。

鳥取市源太一二番地
 題名を次のように改める。

森林区実施計画樹立事業調査委託要綱
 第七号第二号中(イ)を次のように改める。